

## 新型コロナウイルス感染症予防対策について

新型コロナウイルス感染防止に常に気をつけながら、すべての子どもたちが走り回り輝く社会の実現に向けて環境を整えます。

### 【事業実施基準】

- ・政府の緊急事態宣言に基づく都道府県の外出自粛要請、教育機関（幼稚園、保育園、小学校、中学校）などの休園・休校を確認する。
- ・感染状況に応じた適切な旅行先、活動場所の選定に留意する。
- ・**旅程に組み込む交通機関、食事箇所、観光施設、体験プログラム等については、事前に適切な感染防止対策を取っていることを確認する。**
- ・出発となる都道府県から、都道府県外への移動自粛の要請等を確認する。
- ・旅行先、活動場所の地元の理解がある。
- ・「自然学校等における新型コロナウイルス対応ガイドライン」「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に基づき事業が計画され、3密を回避することができ（後述）、担当者がこれを認めている。
- ・受付においてスタッフによる健康チェック及び非接触での体温測定ができる。
- ・マスクの着用については場面に応じた適切な着脱を行う。マスクの着用について、例えば厚生労働省 HP 「マスクの着用について」 参照。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)

### 【事業実施判断】

- ・感染状況の変化等により事業の安全かつ円滑な実施が困難となった場合、または困難となる可能性が大きい場合には、中止を検討する。
- ・事業開始後であっても、感染状況の変化によりその後の安全な継続が困難となる可能性が大きいことがわかった場合は、事業を中止し出発地に引き返すことも検討する。

### 【スタッフの参加基準】

- ・開催日 2週間以内に発熱・咳などの症状がある人との接触がない。
- ・参加当日を含めて、2週間以内に 37.5°C以上の発熱、平熱から +1°C以上の体温を超えていない、咳、喉の痛み、倦怠感などの体調不良がない。
- ・各事業開始 1週間前から体調チェックを行い、異常がある場合は担当者へ報告、相談する。
- ・マスクの着用については場面に応じた適切な着脱を行う。
- ・陽性者が発生した場合でも、濃厚接触者の特定・行動制限は基本的に行わない。ただし

自治体によっては保健所による濃厚接触者の特定を実施する場合があるため、自治体の最新の情報を確認すること。

- ・事業への参加にあたり未成年の場合は、保護者の同意を必要とする。

#### 【開催自粛規定】

- ・出発地、活動場所ともに政府による「緊急事態宣言」に基づく移動自粛が求められているとき。
- ・事業関係者（職員、ボランティア）の中に新型コロナウイルス感染症陽性者が発生したとき。
- ・「新型コロナウイルス感染症予防対策」の徹底ができないとき。
- ・その他、当法人職員が自粛の必要性を認めたとき。

上記一つでも満たす場合は活動を自粛する。

#### 【参加者の参加基準】

- ・参加者は参加当日を含めて事業開始前 3 日間、毎日検温と体調（食事、排便等）記録を実施し、いずれも 37.5°C 以上の発熱、平熱から +1°C 以上の体温を超えていない、咳、喉の痛み、倦怠感などの体調不良がない
- ・参加者、家族の中に事業開始前 7 日以内に発熱、咳、喉の痛み、倦怠感などの症状を発する人がいない。
- ・参加者、家族または接触者に過去 14 日間にわたり新型コロナウイルス陽性者がいない。
- ・マスクの着用については場面に応じた適切な着脱を行う。
- ・参加者、家族の所属先等で新型コロナウイルス感染症による休校、休業がない。
- ・事業への参加にあたり未成年の場合は、保護者の同意を必要とする。

#### 【参加者及び保護者に感染者が発生した場合、もしくは濃厚接触者である可能性が高い場合】

##### （1）スタッフ、参加者が感染した場合

保健所・医療機関の指導により必要な療養後、保健所より通勤や登校が認められた後に参加できるようになる。

##### （2）スタッフ、参加者が通っている園や学校、職場で感染者が確認された場合

- ・「濃厚接触者」でないとされた場合は参加条件に則りプログラムへ参加することができる。
- ・園や学校、職場が「感染による休校または閉鎖」となっている期間は、濃厚接触者でなくとも参加をお控えいただく。
- ・保健所より「濃厚接触者」とされた場合は、検査で陰性となった場合でも隔離期間は参

加をお控えいただく。

(3) 保護者の方の職場で感染者が確認された場合

- ・「濃厚接触者」でないとされた場合は、参加条件に則りお子様をプログラムに参加していただくことができる。
- ・職場が「感染者発生により閉鎖」となっている期間は、濃厚接触者でなくてもお子様の参加をお控えいただく。
- ・保健所より「濃厚接触者」とされた場合は、検査で陰性となった場合でも隔離期間は参加をお控えいただく。

【偏見やプライバシーへの考慮】

- ・参加にあたり差別や偏見が生じないようプライバシーに配慮し、必要な指導とサポートを行う。
- ・病気や障害等でマスク着用が困難な方もいらっしゃるため、そうした申し出があった場合には、個別の事情をお伺いした上で、差別等が生じないよう十分配慮するとともに、適切な感染対策を講じるように検討する。
- ・濃厚接触者の特定は原則行わないことから、座席位置の記録や、連絡先情報の一定期間の保存は一律に実施しない場合がある。

【事業実施における感染予防策】

・3密回避の徹底

(1) 交通機関

- ・旅程において利用する各交通機関の感染予防ガイドラインに従って、交通事業者と参加者双方が感染リスクに対して安全に利用ができるよう旅程管理する。
- ・公共交通機関を使用する場合は、利用する交通機関の感染症対策を確認する。利用時は混雑時間をできるだけ避け、分散乗車を行う。
- ・貸切バスを利用する場合は、外気導入による換気や空気清浄機設置の有無を事前にバス会社に確認する。1時間に1回程度の休憩を挟み換気を行う。

(2) 宿泊

- ・旅程において利用する宿泊施設が宿泊業界の感染予防ガイドラインに従った感染予防対策を実行していることを確認し、必要に応じて宿泊施設に改善を依頼するとともに、参加者が適切な感染予防行動をするよう要請する。
- ・効果的な換気の実施に努め、密閉を回避する。特に密閉の起きやすい場所においては、換気状況の確認に二酸化炭素濃度計等を活用する方法もある。

※新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染拡大防止のための効果的な換気について」を参照。

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki\\_teigen.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf)

### （3）観光

- ・観光地では、集まって「密」の状態を作らないようにする。観光入場施設では、入り口や施設内部での密集・密接を避けるため、小グループにわけ、時間差をつけた入場等の工夫を行う。

### （4）食事

・旅程において利用する飲食施設では、「外食業の持続継続のためのガイドライン」および当該施設の立地する自治体のガイドライン等に従った感染予防対策を実行していることを確認し、必要に応じて飲食施設に改善を依頼するとともに、参加者が適切な感染予防行動をするよう要請する。

- ・配膳に配慮し、各々が間隔を空けて着席する。

- ・調理、配膳を参加者が行う場合は、適切な衛生管理をする。

- ・手洗いうがい、手指消毒を徹底する。食事前や屋外から戻った際などは、石鹼による手洗いやアルコールなどによる手指消毒を実施する。また、そのための時間を旅程・行程に設定する。

- ・多くの人が触るモノの表面を適時ふき取り消毒する。

※消毒方法については、厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を参照。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

### 【事業実施中の対応について】

- ・体調不良発生時は、直ちに保護者による引き取りを依頼する。また、その後2週間以内に新型コロナウイルス陽性と診断された場合には、当法人へ連絡いただくよう依頼し、その後の経過を把握する。

- ・他の参加者への感染防止対策を行うとともに、最寄りの保健所や医療機関に相談、受診でできるよう事前に準備を行う。

- ・明らかに体調が悪い、体温が高い、咳が続いている等の症状がある場合は、現地で判断し対応する。

- ・参加者、旅行サービス提供事業者従業員、添乗員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策を取る。

- ・事業実施中は、適切な感染防止対策の実施を含めた旅程管理を行う。参加者に旅行時の感染予防対策を周知・啓発し、対策の実行を要請する。

### 【活動中の感染防止対策】

#### （1）活動内容について

- ・日中の活動は「野外での活動」を基本とし、就寝時以外は野外か換気をしている室内で行う。室内では空気清浄機を稼働させる。

- ・水分補給は自分の水筒から行う。コップ等を利用した場合はすぐに洗浄する。
- ・給茶用のジャグは1日1回以上の洗浄と消毒を行う。
- ・野外での活動時に互いの距離感については制限を設けないが、適切なタイミングでの手洗いを実施するよう声かけを必ず行う。
- ・野外に出る場合も「手指消毒用アルコール」をスタッフが携帯する。
- ・参加時に体調不良がないことを確認しているので、活動や遊びに原則制限は設けない。
- ・入浴指導は通常のキャンプと同じとする。濡れたタオルを使い回すことはせず、可能な限り屋外で乾燥させる。

(2) マスクの着用について

- ・マスクの着用については場面に応じた適切な着脱を行う。
- ・集合・解散時には保護者の方にもマスクの着用をお願いする。
- ・マスクは各自で日数分と予備の持参を原則とする。

(3) 手洗い、消毒の徹底

- ・施設への入室時、トイレの後、食事・調理の前には適宜手洗い消毒を行う。
- ・手洗いの際は、共用のタオルは使わずに、各自が持参しているハンカチまたは使い捨てのペーパータオル、自然乾燥を行う。

(4) 事前の体調管理と検温、体調確認

- ・参加者は事業開催3日前から体調を確認し指定用紙に必要事項を記入の上、事業実施日当日受付時にご提出いただく。
- ・これまで通り、日帰り事業では集合時、宿泊事業では就寝前と起床後にスタッフが体調確認を行い記録する。

【活動環境の整備について】

(1) 備品について

- ・多くの人が触るモノの表面を適時ふき取り消毒する。
- ・使用する備品のうち水洗いできるものは適宜水洗いをし、日光に当てる。人の手が触れるものや場所は消毒を行い管理する。
- ・机などを使う前は消毒をし、食器は使い終わった後に、洗浄・乾燥する。子どもが洗った食器類は全て、スタッフが再度洗い直しを行う。

(2) 掃除について

- ・通常のキャンプと同じように子どもにも参加させて行う。
- ・トイレ掃除はスタッフが手袋・マスクを着用し実施する。
- ・複数の人が触れる場所を極力減らし、難しい場合はこまめに清掃・消毒をする。
- ・自ら使用した場所等は子ども自身で清掃・消毒する。

(3) 衛生管理の自発的行動を促す

- ・新型コロナウイルス感染症予防を自ら考え行動する。ウイルスがどのように体内に入る

か、感染しないための方法を子ども自身が考える。

- ・自ら活動した場所や触れた場所を思い出す。
- ・咳エチケットを意識し、非衛生的な癖（鼻をほじる、手洗い後洋服で拭くなど）に自ら気づく。
- ・手洗い、消毒、清掃は子ども自身もルーティーン化できるようシステム化する。

【注意】

- ・このガイドラインは、「新型コロナウイルス終息宣言」が発出されるまで有効とする。
- ・新型コロナウイルスの条項が更新された際には、その都度ガイドラインを修正し柔軟に対応するものとする。
- ・感染症対策として良いことは取り入れ、繰り返しリスク評価を行う。

【参考】関係機関の通知・ガイドライン

- ・自然学校等の新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）公益社団法人日本環境教育フォーラム NPO 法人自然体験活動推進協議会 一般社団法人日本アウトドアネットワーク 2020年5月27日
- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対応した環境教育活動に関するガイドライン（ver.2）日本環境教育学会新型コロナウイルス感染症（COVID-19）緊急研究プロジェクト 2020年8月27日
- ・旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）一般社団法人日本旅行業協会 一般社団法人全国旅行業協会 2020年7月1日
- ・旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第4版）一般社団法人日本旅行業協会 一般社団法人全国旅行業協会 2022年12月6日

2020年8月21日策定

2021年3月20日改訂・施行

2023年2月1日改訂・施行

## 新型コロナウイルス判定フローチャート

2020年8月21日制定

事業中に新型コロナウイルスの疑いのある参加者、スタッフが発生した場合はフローの症状に照らし合わせて行動をとる。

